

# キッセイコムテックiDCサービス契約約款

## 第1章総則

### 第1条(取扱いの準則)

キッセイコムテック株式会社(以下当社と言います。)は、この「キッセイコムテックiDCサービス契約約款」(以下この約款)と言います。)を定め、これによってキッセイコムテックiDCサービス(以下本サービス)を提供します。

### 第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後のキッセイコムテックiDCサービス契約約款によります。

- 当社がこの約款を変更する場合には、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法によりその内容を通知します。
- 第1項の場合において、本サービスの一部を廃止することとなるときは、その2ヶ月前までに書面により前項の通知をします。

### 第3条(サービスの終了)

当社は、第7条(サービスの種類等)に記載するサービスを終了することがあります。

- サービスを終了するときは、終了する3カ月前までにその旨を契約者に通知あるいは告知します。
- サービスの終了によって契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条(用語の定義)

この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
キッセイコムテックiDCサービス	当社が用意する機器設置場所に、契約者が運営するサーバマシン等の機器を設置し、そのサーバ上に契約者が用意するソフトウェアを、通信回線経由で利用できる環境を提供するサービス
利用契約	本サービスの提供を受けるための契約
契約者	利用契約を締結している方
課金開始日	当社が納品書に記載した利用開始日(当社の責めに帰すべき理由によりその日に利用できなかったときは、利用が可能となった日)
課金単位	毎月の課金開始日に応ずる日から、その翌月の課金開始日に応ずる日の前日までの期間
データセンター	インターネットに接続するための電気通信回線設備と、それに接続が可能な設備を備えた、当社が用意するハウジング用施設

## 第2章利用契約

### 第1節通則

#### 第5条(契約の単位)

当社は、契約者の利用申し込みごとに1の利用契約を締結します。

- 利用契約を締結できる方は、1の利用契約につき1の方に限ります。

#### 第6条(最低利用期間)

本サービスは、課金開始日から起算して1年間を最低利用期間とします。

- 前項の規定にかかわらず、契約事項の変更(第2条(約款の変更)第2項の規定によるサービス廃止に伴う変更、及び第33条(契約変更に伴う違約金)の規定が適用される変更を除きます。)があったときは、変更の日から起算して1年間を最低利用期間とします。

#### 第7条(サービスの種類等)

本サービスは、次の2種類のサービスの組み合わせにより提供します。

種類	内容
接続サービス	契約者又は当社が運営する機器を通信回線に接続するサービス。 通信回線は、共有接続サービスか専用接続サービスを選択していただきます。但し、共有接続サービスの契約者は、第18条(提供の停止)(7)に該当した場合、当社の定める期日までに、専用接続サービスに変更していただきます。
設置サービス	契約者又は当社が運営する機器を収容するための設置スペースと通信回線への接続環境を提供するサービス。

#### 第29条(月額使用料の支払義務)

契約者は、本サービスの課金開始日から契約を解除または終了する日までの間、当社に本サービスの月額使用料を支払わなければなりません。

2. 契約者は、第18条(提供の停止)の規定により本サービスの提供が停止されている間の月額使用料について、前項の支払義務を免れることはできません。
3. 第16条(非常時における利用の制限)又は第17条(提供の中止)の規定により本サービスの提供が中止されている間の月額使用料については、第33条(利用不能の場合における料金等の精算)の規定により取り扱います。

#### 第30条(料金等の請求及び支払い)

当社は、当社が定める方法により、本サービスの料金等を契約者に請求します

2. 前項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。

#### 第31条(契約変更に伴う違約金)

契約者は、最低利用期間の満了前に、第11条(契約事項の変更等)の規定により契約内容を変更した場合(第2条第3項に規定する通知を受けた契約者が、サービス廃止に係る契約内容の変更を行う場合を除きます。)において、契約内容の変更後の月額使用料の額が変更前の月額使用料の額を下回るときは、契約内容の変更日から最低利用期間満了日までの期間に対応するその差額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

#### 第32条(契約解除に伴う違約金)

契約者は、本サービスの利用を開始するより前に契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、利用契約に係る本サービスの月額使用料の2倍に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

2. 契約者は、最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合(第20条(契約者が行う利用契約の解除)第2項又は第3項の規定による解除を除きます。)は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する本サービスの月額使用料の額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

#### 第33条(利用不能の場合における料金等の精算)

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者がその利用契約に係る本サービスをまったく利用できない状態が生じ、当社がそのことを知った時刻から連続して24時間以上その状態が継続したときは、その利用することができなかった時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に、利用することができなかった本サービスに係る月額使用料の30分の1を乗じて得た額を、契約者の請求に基づき減額します。

2. 契約者は、前項の請求をし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求を行わなかったときは、その権利を失うものとします。

### 第4章 雑則

#### 第34条(割増金)

契約者は、本サービスの料金等の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を、割増金として当社に支払うものとします。

#### 第35条(遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金等又は割増金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの期間について、未払額に対し年14.5%の割合で計算した額を、遅延損害金として当社に支払うものとします。

第36条(端数処理) この約款の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

#### 第37条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、理由のいかんを問わず賠償の責任を負いません。

#### 第38条(機密保持)

当社は、捜査機関等から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます。)を、第三者に漏らしません。ただし、契約者の事前の承諾があった場合は、この限りではありません。

#### 第39条(契約者のデータの権利)

契約者が契約者のデータ領域内に登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

#### 第40条(当社による編集・出版)

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出、再編集して、当社のホームページ、書籍などの出版物又は放送媒体を通じて発表することがあります。この場合、一切の権利は当社に帰属するものとします。

### 第23条(権利の不存在)

契約者は、設置場所に関して、不動産賃借権、地役権、所有権又はその他のいかなる不動産又は動産上の権利も発生しないものとします。

### 第24条(入室)

契約者は、当社が別に定める手順により、当社に設置場所への立ち入りを要請することができます。

2. 当社は、前項の要請に対して、その作業内容が、当社が本サービスを提供する上で支障になると判断した場合には、入室を許可しないことがあります。また、当社が、入室にあたって当社社員の同行が必要と判断した場合は、同行に必要な費用を請求する場合があります。
3. 契約者は、契約者の管理に属さない機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整又は修理等を行なわないものとします。
4. 契約者は、設置場所への入室に際しては、当社が利用する設備会社の入室規定を遵守するものとします。

### 第25条(設備の撤去等)

契約者は、利用契約の解除があったときは、当社が指定する日までに、契約者設備を撤去するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に規定する設備の撤去を行わなかったときは、その設備を処分又は契約者に送付し、その費用を契約者に請求できるものとします。
3. 前二項の規定は、第14条(契約者の地位の承継一個人の場合)第1項の規定により利用契約が終了したときの、契約者に代わる方による設備の撤去にこれを準用します。

## 第8節 契約者の義務等

### 第22条(契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
  - (3) 他人の著作権を侵害する行為
  - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
  - (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
  - (6) Webページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
  - (7) その他、法令に違反する行為
  - (8) 本サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

### 第24条(情報の取り扱い)

契約者は、契約者のサーバ又は当社がこの約款に基づき契約者に提供する専用サーバのデータ領域(データ保管空間)内(以下「契約者のデータ領域内」といいます。)における一切の行為及びその結果について、その行為を契約者がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は、契約者が登録したデータについては、何ら保証せず、責任を負わないものとします。
3. 契約者は、契約者のデータ領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとします。

### 第26条(第三者に対するサービスの提供)

契約者は、本サービスを利用して、第三者にサービスを提供する場合は、当社が別途定める方法により当社の承諾を得なければなりません。

2. 契約者は、前項の規定により第三者にサービスを提供する場合は、そのサービスの利用者にこの約款を遵守させるものとします。

## 第3章 料金等

### 第27条(料金等)

本サービスの料金及び関連費用(以下「料金等」といいます。)は、料金表に定めるところによります。

2. 月額で定める料金等について日割計算を行う必要がある場合は、利用日数に料金等の月額の30分の1を乗じて計算します。
3. 契約者が当社に対して料金等を支払う場合、支払いを要する金額は、前項の料金等の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。

### 第28条(初期費用の支払義務)

契約者は、利用契約が成立したときは、本サービスの初期費用を当社に支払わなければなりません。

2. 契約者は、第11条(契約事項の変更等)の規定により契約内容を変更をした場合(第2条第3項に規定する通知を受けた契約者が、サービス廃止に係る契約内容の変更を行う場合を除きます。)において、変更後の契約内容に対応する初期費用の額が変更前の契約内容に対応する初期費用の額を超えるときは、変更に係る初期費用として当社にその差額を支払わなければなりません。

#### 第17条(提供の中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) データセンターの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) データセンターの電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
  - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第5節提供の停止

##### 第18条(提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金等、割増金又は遅延損害金を請求書に指定した支払期日を経過しても支払わないとき。
  - (2) 申込、その他の利用契約に係る手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - (3) 第26条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - (5) 契約者が支払いを停止したとき。
  - (6) 契約者について、仮差押え、差押え、和議、破産又は会社更生の申し立てが行われたとき。
  - (7) 共有接続サービスの契約者について、契約者の利用通信量が他の契約者と比較して著しく大きいと当社が認めたととき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ実施期日及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。

#### 第6節契約の解除等

##### 第19条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が前条(提供の停止)の規定により本サービスの提供を停止されてもなお、同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が前条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、提供の停止をすることなく利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

##### 第20条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、2ヶ月前までに書面で当社に通知することにより、課金単位の末日付けで利用契約を解除することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、第16条(非常時における利用の制限)又は第17条(提供の中止)に規定する事由が生じて本サービスを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断したときは、当社に書面で通知することによりその利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第2条(約款の変更)第3項の規定により本サービスの一部が廃止される場合に、廃止の日までに契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係る本サービスの提供が不可能となるとときは、廃止の日によりその利用契約の解除があったものとします。

#### 第7節契約者の設備等

##### 第21条(契約者設備)

本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信回線等(以下契約者設備)は、この約款に基づき第7条で当社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

2. 契約者は、契約者設備の一覧等の情報を、当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。
3. 当社は、契約機器又は契約者がデータセンター内で行った作業が原因となって生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題については、一切責任を負いません。
4. 契約機器又は契約者がデータセンター内で行った作業が原因となって当社又は第三者に発生した損害については、契約者に賠償の責任を負っていただきます。

##### 第22条(設置条件)

契約者設備の設置場所は、当社が定めた設置場所のみとします。

2. 契約者が、設置場所に対象設備を搬入設置、撤去する場合や、設置場所への立ち入りは、契約者の責任と費用負担で行うものとします。
3. 契約者が、対象設備の撤去、改造、その他変更等を行う場合は、必ず事前に当社の承諾を得るものとします。
4. 前項の改造若しくは、その他変更等をおこなう場合で本サービス内容に変更が生じる場合は、第15条(届け出内容の変更)第1項の規定に準じて当社の承諾を得るものとします。
5. 当社は、当社の都合により契約者が使用している設置場所の位置を変更することがあります。その場合、位置変更の1ヶ月以上前までに契約者に位置を変更する日を通知します。
6. 契約者は、前項で設置場所を変更する作業に協力するものとします。また、契約者は、この作業の実施にともない、契約者の設備等を利用できない時間が生じることを了承するものとします。

## 第8条(サービス内容)

本サービスで提供するサービスの基本的な事項は、別表第1号(基本的サービス内容)に定めます。

## 第2節利用申込等

### 第9条(利用申込)

利用契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)をしようとする方(以下「申込者」といいます。)は、当社が別に定める利用申込書により当社に提出するものとします。

2. 利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次ぎを認めます。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、インターネット等を用いたオンラインによる申込みを受け付けることがあります。

### 第10条(利用申込の成立等)

利用契約は、当社が利用申込を承諾したときに成立します。

2. 当社は、利用申込を承諾したときは、申込者に通知します。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 利用申込に係わる本サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
  - (2) 申込者が、その利用申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかとなるとき。
  - (3) 申込者が、第18条(提供の停止)第1項に該当するとき。
  - (4) 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
  - (5) その他、前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
4. 当社は、前項の規定により利用申込を承諾しない場合は、申込者に書面でその旨を通知します。

## 第3節契約事項の変更等

### 第11条(契約事項の変更等)

契約者は、利用契約の内容を変更しようとするときは、当社が別に定める方法により、すみやかに届け出るものとします。

2. 当社は、前項の届け出があったときは、前条(利用申込の成立等)の規定に準じて取り扱います。
3. 当社が第1項の届け出を承諾し、利用契約の内容を変更することとなった場合、変更の適用は課金単位の初日からとなります。

### 第12条(権利譲渡等の禁止)

契約者は、利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係る一切の権利を第三者に譲渡、貸与することはできません。

### 第13条(契約者の地位の継承—法人の場合)

契約者である法人に合併による地位の承継があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に届け出るものとします。

2. 当社は、前項の届け出があった場合に、承継した法人が第10条(利用契約の成立等)第3項各号のいずれかに該当するときは、書面で通知することにより承継した法人との契約を解除することができるものとします。

### 第14条(契約者の地位の承継—個人の場合)

契約者である個人が死亡したとき(死亡後に当社がその事実を知ったときは、その時とします。)は、利用契約は終了します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、前項の契約者の相続人(相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人に代表していただきます。)が相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に契約者の地位の承継を申し出た場合は、第10条(利用申込の成立)の規定に準じて取り扱います。

### 第15条(届け出内容の変更)

契約者は、届け出内容に変更があったときは、すみやかに当社が定める方法により届け出るものとします。

2. 当社は、前項の届け出があったときは、契約者からその事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

## 第4節利用の制限等

### 第16条(非常時における利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限、または中止する措置を取ることがあります。

第41条(契約者への通知等)

この約款に基づき当社が契約者に対して行なう通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」といいます。)は、契約者が当社に届け出ている住所に宛てて行うものとします。

2. 当社が契約者に通知等を行った場合に、前項の住所が事実とは異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。

第42条(合意管轄裁判所)

契約者と当社の間での訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、2000年10月1日から実施します。

別表第1号 基本的サービス内容

基本サービス内容
契約者設置機器への電源供給
空調設備
各種安全対策設備 (防犯、防水、耐火、耐震、集中監視)

2001年9月6日改訂  
2008年11月1日改訂